

第 4 章 林地開発許可申請書に添付する 計画書及び関係図書

第 1 細則第 3 条に規定する計画書

1 事業及び施設の名称

- (1) 「事業の名称」は、住宅団地の造成、工場・事業場の設置、レジャー施設の設置、土石等の採掘、農用地の造成等、P23の表 5 の開発行為の目的に倣い記載すること。
- (2) 「施設の名称」は、例えば、〇〇住宅団地、〇〇会社△△工場、〇〇ホテル、〇〇採石場等と記載する。

2 開発地区の面積（開発行為に係る森林の土地の面積の明細）

(ha)

市 町	大 字	字	地 番	面 積	備 考

注意事項

- 1 複数の市町にまたがる場合は、市町ごとに面積の小計を記載する。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載する。（「3 土地利用計画」以降も同じ。）

3 土地利用計画

(ha)

区 分	開 発 対 象 地 域		事 業 区 域	
	面 積	比 率	面 積	比 率
造 成 森 林				
残 置 森 林				
計		100.0		100.0

4 事業区域の用途別面積及び権利の取得状況

(ha)

区分	市町	大字	字	地番	権利者の氏名 又は名称	権利の種類	同意 の有 無	立木権 利の有 無	面積	開発 地区	残 置 森 林			造成森林		その他	摘 要
											林齢 1 6 年生以上	林齢 1 5 年生以下	計				
開発 対象 地域																	
	小 計																
開発 対象 地域 以外 の 地域																	
	小 計																
計																	
備 考		森林率 = $\frac{\text{事業区域内の残置森林面積} + \text{事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100 = \quad \% \quad$ 残置森林率 = $\frac{\text{開発対象地域内の林齢 1 6 年生以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100 = \quad \% \quad$															

注 1 森林率 = $\frac{\text{事業区域内の残置森林面積} + \text{事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$

- (1) 造成森林のうち、硬岩切土法面等の確実な成林が見込めない部分は算定対象としない。
- (2) 住宅団地の造成にあつては、事業区域内の緑地面積を含めて差支えない。

2 残置森林率 = $\frac{\text{開発対象地域内の林齢 1 6 年生以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$

- 3 共有者、抵当権者等権利を有する者全員を記載すること。
- 4 権利の種類には、所有権、抵当権等を記載すること。
- 5 共有の場合は、持分を摘要の欄にその旨記載すること。
- 6 すべての土地について、申請の3ヶ月前までの登記事項証明書の写しを添付すること。
- 7 同意を得ていることを証する書類を添付すること。
- 8 認定外道路及び認定外水路は、開発対象地域に含めないこと。

5 事業区域の面積

(ha)

開 発 対 象 地 域			開 発 対 象 地 域 以 外 の 地 域					合計	備考
普 通 林	保 安 林	小 計	農 地	原 野	その他	公 共 用 地	小計		

6 その他、公共用地の内訳

(ha)

そ の 他				公 共 用 地			
			計				計

7 用地取得状況（公共用地を除く）

区 分		所 有 権 取 得 済	所有権以外の 権利取得済	承 諾 済	小 計	未承諾	計
開 発 対 象 地 域	面 積						Ha
							100.0 %
	権利者数						人
							100.0 %
開 発 対 象 地 域 以 外 の 地 域	面 積						Ha
							100.0 %
	権利者数	()	()	()	()	()	() 人
							100.0 %
計	面 積						Ha
							100.0 %
	権利者数						人
							100.0 %

注意事項

- 1 所有権以外の権利とは賃借権等で、その権利を得ていることを証する書類を添付すること。
- 2 () 内は、開発対象地域の権利者と重複する権利者数を内数で記入すること。

8 開発対象地域の状況

- (1) 開発対象地域の立地条件を明らかにするため、地形、林況（樹種、林齢等）、人家、道路、鉄道その他公共施設の状況について記載すること。
- (2) 法令等に基づく地域指定等を記載すること。

9 土地の利用計画

- (1) 開発対象地域内の土地利用の形態を明らかにするため、切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、施工する緑地の区域を記載すること。
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び維持管理計画とその位置を記載すること。
- (3) 文化財があるときは、種類、位置及びその保護計画と関係機関と協議した結果の資料を添付し、説明を記載すること。

10 残置森林、造成森林、緑地計画

- (1) 残置森林、造成森林、緑地の配置及び維持管理計画を具体的に記載すること。
- (2) 造成森林にあつては、植栽する樹木の種類、高さ、ha当たりの本数等を具体的に記載すること。
- (3) 緑地にあつては、緑化方法を記載すること。
- (4) 造成森林への植栽及び、緑地への緑化工の施工時期は、以下のとおり計画すること。

ア 造成森林への植栽

気象状況を考慮の上、植栽木の活着に適した時期に実施すること。

植栽木の活着に適した時期：春季（3月～5月）、秋期（10月～11月）

イ 緑地への緑化工の施工

季節、気象状況を考慮の上、早期に施工すること。なお、冬季（11月～2月）の施工は避けること。

- (5) 造成森林の植栽木に対し、シカ等による食害が発生する恐れがある地域においては、獣害対策計画を策定すること。
- (6) 残置森林等の維持管理について、関係市町と協定の締結の有無を記載すること。

11 土工計画

開発行為による土地の形質変更の形態を明らかにするため、次の事項を記載すること。

- (1) 施工前の地盤面（縦断及び横断）、施工後の法面の高さ、勾配及び土質を記載すること。
- (2) 切土、盛土、捨土の工法及び土量を記載すること。

ア 「切土」は、切取の順序、小段の中、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。

イ 「盛土、捨土」は、盛土、捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画、時期、締固めの方法、小段の中、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。

- (3) 開発地区内の最高と最低の標高及び位置を記載すること。
- (4) 道路の構造、公園等その他土木工事の施行基準を記載すること。

12 防災施設等の計画

- (1) 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整地等による防災計画を記載すること。
- (2) 工事施工中の災害防止計画を記載すること。
- (3) 防災施設等の構造図及び計画根拠を記載すること。（仮設の防災施設等を含む。）

13 水の確保等の計画

- (1) 当該地を開発することにより、開発対象地域の周辺における水利用の実態等からみて、必要な水量を確保する必要の有無を記載すること。
また、必要な場合には、貯水池又は導水路の設置等を具体的に記載すること。
- (2) 土砂の流出による水質の悪化防止のための措置を記載すること。

14 開発行為の施行工程

施設 (工事)の種類	工 程							備 考
	月	月	月	月	月	月	月	

注意事項

- 1 防災施設等の設置を先行して実施するよう計画すること。
- 2 洪水調整池を中心にした流域ごとの防災計画及び土工計画の個別工程を記載すること。
- 3 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。
- 4 最終工程となる施設（工事）の種類備考欄に、完了予定年月日を記載すること。

15 資金及びその調達計画

(1) 開発行為に要する経費

総事業費	用地費	造成工事費				
		公共施設及び 公益的施設費	防災施設費	その他		計

注意事項

- 1 その他の欄には、内容を明記すること。
- 2 工事費等については、具体的に根拠を示すこと。

(2) 資金調達計画

総事業費	自己資金	借入金	その他の資金	計	備考

注意事項

- 1 資金の調達方法に応じ、申請の3ヶ月前までの預金残高証明書、融資証明書及び資金借入計画書を添付すること。
- 2 その他の資金の欄には、その内容を記載すること。

16 申請者に関する書類

(1) 事業経歴書

法令による登録番号						
直近年度納税額		法人税又は 所得税	円	法人事業税又は 個人事業税	円	
主たる取引金融機関						
最近 の 実績	施工場所	名称	施工面積	事業費	施工期間	備考

- (2) 法人税又は所得税の納税証明書（税務署交付・直近年度のもの）
- (3) 法人事業税（本店及び栃木県内の事業所等に係る納税証明書）又は個人事業税の納

税証明書（県税事務所交付・直近年度のもの）

- (4) 法人にあっては登記事項証明書及び定款（合同会社にあっては共同出資者すべてが確認できる書類）、法人でない団体にあっては代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人にあっては住民票等
- (5) 法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類（別記様式第1号）

17 「林地開発許可申請書」の「開発行為の施行体制」欄に記載した施行者のうち防災施設等の設置に関わる者に関する書類

- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
- (2) 事業経歴書

法令による登録番号						
直 近 年 度 納 税 額		法人税又は所得税	円	法人事業税又は個人事業税	円	
主たる取引金融機関						
最近の実績	施 工 場 所	名 称	施工面積	事 業 費	施工期間	備 考

- (3) 法人税又は所得税の納税証明書（税務署交付・直近年度のもの）
- (4) 法人事業税（本店及び栃木県内の事業所等に係る納税証明書）又は個人事業税の納税証明書（県税事務所交付・直近年度のもの）
- (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
- (6) 林地開発に係る施工実績（申請者と施行者が異なる場合に限る。）を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）

18 事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

全体計画の一部について許可申請する場合には、全体及び期別計画のそれぞれの区域面積、期間等を中心とした概要を記載すること。

また、工区分けをする場合には、必ず記載すること。

19 防災施設等の維持管理の方法

(1) 開発行為の施行中における維持管理の方法を記載すること。

ア 点検スケジュール

- ・点検対象及び点検頻度を記載することとし、点検頻度は「〇月」のように具体的に記載すること。なお、記載に際しては「洪水期に〇回」等の具体的な時期が不明確となる記載は避けること。

イ 個別の点検項目

- ・防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等の点検項目を記載するとともに、点検記録の整理方法（箇所毎に写真を撮影し管理等）について記載すること。

ウ 点検結果に応じて必要となる対応

- ・損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等の対応方法を記載するとともに、対応記録の整理方法（箇所毎に記録簿、写真を整理等）について記載すること。

(2) 開発行為の完了後における維持管理の方法を(1)と同様に記載すること。

第2 その他知事が必要と認める書類

- 1 排水等を河川等に放流しようとする場合には、当該及び最も影響を受ける地点の河川等の管理者及び関係水利権者の同意を証する書類。
- 2 他法令の規定により許認可を必要とする場合には、当該許認可がなされているものにあつては、許認可を証する書類、手続中のものにあつては手続を証する書類。
- 3 給水施設のため、地下水を利用するものにあつては、影響する地域住民の同意及び関係機関との協議を証する書類並びに水道事業者から給水を受けようとするものにあつては、給水を受けることが出来る旨を証する書類。
- 4 開発行為により影響を受けることが認められる土地がある場合（影響を受けることが認められる場合とは、開発地区から30m以内に事業区域外の土地がある場合のことをいう）、
「隣接地（近接地）所有者同意書」（参考様式2）（P. 59）による同意書。
なお、開発地区と隣接地との位置関係と所有者がわかる図面を添付すること。
- 5 公共用地の境界確認、用途廃止、払下げ等の手続を証する書類。
- 6 太陽光発電施設の設置の場合は、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の写し又は各市町独自の事前指導要綱に基づく事前協議終了通知書等の写し。
- 7 「建設業法（昭和24年法律第100号）」第24条の8第4項に規定する「施工体系図」。
- 8 設計者に関する情報一覧（職歴・資格・過去5ヶ年度以内に実施した林地開発に係る設計実績）
- 9 その他の必要な書類。

第3 細則第2条及び第3条に規定する図面

事業区域…赤線、開発対象地域…青線 で明示

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
共 通	位 置 図	①事業区域 ※道路のみの場合は、線形 ②方位	1/50,000 以上	事業区域とは、一体として事業を行おうとする区域 (P.94参照)
	区 域 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町・大字・字界及び地番 ⑤法令等に基づく地域の指定状況	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を図示すること。
	公 図	①事業区域 ②市町・大字・字界及び地番	1/3,000 以上	
	林 況 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③針葉樹・広葉樹別人工林・天然林及び林齢別（15年生以下と16年生以上）	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を区別毎に色分けする。 ●人工針葉樹 … 濃緑 ●人工広葉樹 … 濃橙 ●天然針葉樹 … 薄緑 ●天然広葉樹 … 薄橙 15年生以下は網を掛ける
	求 積 図	①事業区域 ②開発対象地域 ③市町・大字・字界及び地番④各施設 ⑤開発対象地域内の林齢15年生以下の区域	1/2,500 以上	用途別に色分けする。 ●造成森林 … 濃緑 ●残置森林 … 無色 ※15年生以下は網を掛ける その他…適宜
	土工定規図	①標準断面の法勾配及び排水施設（小段の排水） ②工作部の構造 ③切土・盛土の法面保護等	1/100 以上	
	現況平面図	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町・大字・字界及び地番 ⑤各施設	1/2,500 以上	変更許可申請書に添付すること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
別 荘 地 宿 泊 施 設 レジャー施設 工 場 事 業 場 住 宅 団 地 太陽光発電 施設 (A)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設 ③BM位置・高さ	1/2,500 以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を図示し、施設毎に色分けする。 ●造成森林 … 濃緑 ●残置森林 … 無色 ●調整池 … 水色 ●その他…適宜
	造成計画平面図(測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用し、施設毎に色分けする。 ●法面…橙 ●調整池…水色 ●道路・よう壁等施設…紫 ●その他…薄緑
	造成計画縦断図	①測点 ②距離 ③追加距離 ④地盤高 ⑤計画高 ⑥切土高 ⑦盛土高 ⑧勾配	1/1,000 以上	縦・横の縮尺については必ずしも同一でなくても良い。
	造成計画横断図	①測点 ②地盤高 ③計画高 ④工作物	1/500 以上	縦、横とも同じ縮尺とする。標題部に測点番号を記入する。
	運土計画平面図	①切土・盛土の区分 ②運搬土量 ③運搬方向	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用し、色分けする。 ●切土…黄 ●盛土…青
	流域図	①事業区域 ②狭隘部の位置及び測点 ③各測点での流域及び面積 ④河川名及び位置	1/25,000 以上	調整池から河川までの間も図示すること。放流経路を彩色すること。地形、土地利用の実態も記入する。
	雨水排水計画平面図	①排水系統毎に番号 ②流出係数毎の面積 ③管径毎の規格、勾配	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	污水排水計画平面図	①浄化施設 ②排水系統	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用すること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
(前頁からの続き)				
別 荘 地 宿 泊 施 設 レジャー施設 工 場 事 業 場 住 宅 団 地 太陽光発電 施設 (A)	調整池流域図	①開発前の流域面積 ②開発後の流域面積 ③流出係数毎の面積 ④非調整流域面積 ⑤排水系統 ⑥流末水路	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用し、調整池及び流域毎に網掛をし、色分けする。
	調整池平面図	①調整池構造全体 ②FH・LWL・HWL・H HWL	1/100 以上	1 m毎の等高線の入った図面で、容量が算出できる範囲まで図示する。
	調整池構造図	①FH・LWL・HWL・H HWL ②オリフィスの位置及び寸法 ③堤高 ④各部詳細図	1/100 以上	
	防災施設等構造図	①えん堤、擁壁、フトン籠等 ②施工中の防災施設等	1/100 以上	
	施工中防災計画平面図	①仮設防災施設等の位置及び形状	1/2,500 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	建築物の概要	①平面図 ②正面図 ③側面図 ④建物の高さ ⑤建築面積	1/100 以上	
	道路計画平面図	①測点 (BP・No・BC・MC・EC・EP)	1/2,500 以上	造成計画平面図と併用してもよい。
	道路計画縦断図	①造成計画縦断図と同じ	1/1,000 以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。
	道路計画横断図	①造成計画横断図と同じ	1/500 以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
ゴルフ場 スキー場 (B)	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設 ③コースの高さ5m毎の計画線 ④コースのTee・IP・Greenの計画高 ⑤BM位置・高さ	1/2,500 以上	(A)に同じ
	造成計画平面図(測点位置図)	(A)に同じ	1/2,500 以上	(A)に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画縦断面図	〃	1/1,000 以上	(A)に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画横断面図	〃	1/500 以上	(A)に同じ。調整池盛土用に運土する場合は、具体的に表示すること。
	運土計画平面図	〃	1/2,500 以上	(A)に同じ
	流域図	〃	1/25,000 以上	〃
	雨水排水計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	污水排水計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	調整池流域図	〃	1/2,500 以上	〃
	調整池平面図	〃	1/100 以上	〃
	調整池構造図	〃	1/100 以上	〃
	防災施設等構造図	〃	1/100 以上	〃
	施工中防災計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	建築物の概要	〃	1/100 以上	〃
	道路計画平面図	〃	1/2,500 以上	〃
	道路計画縦断面図	〃	1/1,000 以上	〃
	道路計画横断面図	〃	1/500 以上	〃

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備 考
土石等の採掘 (C)	土地利用計画平面図	①事業区域 ④BM位置・高さ ②各施設 ③跡地利用計画	1/1,000 以上	(A) に同じ
	採取計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000 以上	〃
	採取計画縦断面図	①採取前の計画高 ②採取後の計画高 ③埋戻す場合は、埋戻し後の計画高	1/1,000 以上	〃
	採取計画横断面図	同上	適宜	〃
	法面保護構造図	①採取後の法面保護工	1/100 以上	土工定規図と併用しても良い。
	防災計画平面図	①調整池 ②沈砂池の位置 ③流末水路	1/1,000 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	防災施設等構造図	①調整池 ②沈砂池 ③排水路 ④排水施設 ⑤流末処理等	1/100 以上	
必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図等を (A) に準じ添付する。				
農用地造成 (D)	土地利用計画平面図	①事業区域 ③BM位置・高さ ②農地の区域	1/1,000 以上	(A) に同じ
	造成計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000 以上	〃
	造成計画縦断面図	(A) に同じ	1/1,000 以上	〃
	造成計画横断面図	〃	1/100 以上	〃
	用水排水計画図	①給水、排水の位置	1/1,000 以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図、防災施設等構造図等を (A) に準じ添付する。			
道 路 (E)	土地利用計画平面図	①事業区域 ③BM位置・高さ ②道路の区域	1/2,500 以上	(A) に同じ
	必要に応じ、道路計画平面図、道路計画縦断面図、道路計画横断面図、防災施設等構造図等を (A) に準じ添付する。			

注意事項

- 1 上記図面のほか、必要な図面の縮尺は、適宜定めること。
- 2 必要がないと認められる図面は、省略することができる。

第4 添付する計算書等

1 土量計算書

切土・盛土量及び搬入土砂量の計算書を添付のこと。

※ 土砂の搬入が必要な場合は、「県土砂条例」及び「盛土規制法」に基づく規制の有無を確認すること。

2 面積計算書

3 雨水等排水の流量計算書

「第3章 審査基準 第2 法定事項 1 災害の防止に関する事項 (5)排水施設の設置」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

4 調整池必要容量計算書

「第3章 審査基準 第2 法定事項 2 水害の防止に関する事項」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

5 調整池設計容量計算書

計画する調整池の容量の確認ができる図面を添えて、その計算書を添付すること。

6 給水量の計算書

7 その他必要と認められる計算書等（擁壁等の安定計算書、地質調査書等）

擁壁等重要な構造物については、構造図と安定計算書等を添付すること。

変更許可申請に係る留意事項

林地開発計画変更許可申請においては、内容が変更される部分の計画書を添えて提出することとなりますが（森林法施行細則第8条）、当初許可申請時に提出がなかった事項であっても、本手引において必要とされる事項がある場合、変更しようとする計画書の該当事項に限り、併せて提出してください。